

# よくある質問

～青森県 PCB 使用安定器の掘り起こし調査関係～

**【目次】** 確認したい内容をクリックすると、回答ページまでとびます。

## 1 関係法令等

---

- [Q1. PCB とは何ですか？PCB 廃棄物とは何ですか？](#) …4
- [Q2. PCB 廃棄物の処分期限はいつですか？](#) …4
- [Q3. なぜ期限までに処分しなければならないのですか？](#) …4
- [Q4. PCB 廃棄物を期限までに処分しなければどうなりますか？](#) …5
- [Q5. PCB を含有する使用中の機器をこれからも使用し続けてもよいですか？](#) …5

## 2 調査主旨(調査目的など)

---

- [Q6. この調査は県の調査ですか？](#) …5
- [Q7. この調査の目的は何ですか？](#) …5
- [Q8. 調査の結果は何に利用するのですか？](#) …6
- [Q9. いつまでに回答が必要ですか？](#) …6
- [Q10. 回答は義務\(法律によるもの\)ですか？回答しないと罰金等がありますか？](#) …6
- [Q11. 以前も同じような調査が来たのですが？](#) …6

## 3 調査対象の建物

---

- [Q12. なぜうちに調査票\(往復はがき\)が届いたのですか？](#) …7
- [Q13. 調査対象はなぜ昭和 52 年\(1977 年\)3月以前に建築された建物なのですか？](#) …7
- [Q14. 昭和 52 年\(1977 年\)3月以前に建築された建物を所有していないが、調査・回答する必要  
がありますか？](#) …7

<u>Q15. 居宅しか所有していないが、調査・回答する必要がありますか？</u>	…7
<u>Q16. 居宅(居住)部分も調査・回答する必要がありますか？</u>	…8
<u>Q17. 既に廃業していますが、調査・回答する必要がありますか？</u>	…8
<u>Q18. 建物は既に所有していません(売却・解体済など)が、調査・回答する必要がありますか？</u>	…8
<u>Q19. 建物は現在使用していませんが、調査・回答する必要がありますか？</u>	…8
<u>Q20. 古い建物はありますが、調査・回答する必要がありますか？</u>	…9
<u>Q21. 建物の所有者は亡くなっているのですが、調査・回答する必要がありますか？</u>	…9
<u>Q22. どの建物が調査対象かわかりません。</u>	…9
<u>Q23. 調査対象建物所在地に建物を所有していません(番地が違うのですが)。</u>	…9
<u>Q24. 青森市・八戸市・県外にも建物を所有していますが、調査・回答する必要がありますか？</u>	…9

## 4 調査方法

---

<u>Q25. 安定器とは何ですか？PCB 使用安定器とは何ですか？</u>	…10
<u>Q26. 一般住宅用の照明器具には、PCBが使用されていますか？</u>	…11
<u>Q27. ビルに入っているテナントなので、照明器具のことはわかりません。</u>	…11

## 5 調査票の回答方法

---

<u>Q28. 回答は、返信はがきじゃないといけませんか？スマートフォンから、電子申請で回答できますか？</u>	…11
<u>Q29. 回答が期限に間に合わないのですが、どうすればよいですか？</u>	…11
<u>Q30. 往復はがきを無くしてしまったのですが、どうすればよいですか？</u>	…12
<u>Q31. 既に PCB 使用安定器について、PCB 特措法の届出をしていますが、調査・回答は必要ですか？</u>	…12
<u>Q32. 建物の所有者が破産手続き中の場合は、どうすればよいですか？</u>	…12

## 6 【参考】PCB 使用安定器が見つかった場合

---

Q33. 新たに PCB 使用安定器が見つかりました。何か手続きを行う必要はありますか？ …13

Q34. PCB 使用安定器の処分するためには、費用はどのくらいかかりますか？ …13

Q35. PCB 使用安定器の処分に要する費用の補助制度はありますか？ …14

# 【回答】

## 1 関係法令等

---

Q1. PCB とは何ですか？PCB 廃棄物とは何ですか？

A1. 「PCB」とは、**ポリ塩化ビフェニル**という化学物質の略称です。

電気絶縁性が高い(電気を通しにくい)、極めて燃えにくい、水に極めて溶けにくい、沸点が高いなどの特徴から、電気機器の絶縁油(ぜつえんゆ)として、変圧器、コンデンサー、安定器等の機器などに広く利用されていましたが、カネミ油症事件等をきっかけとして、人体への悪影響が社会問題化し、昭和 47 年に製造が中止されました。

**「PCB 廃棄物」とは、PCB を含有している物が、廃棄物になったものをいい、法令(PCB 特別措置法)に定められている処分期限までに処分しなければなりません。**

関連:PCB 廃棄物の処分期限はいつ？⇒[Q2](#)へ、安定器とは？PCB 使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ

Q2. PCB 廃棄物の処分期限はいつですか？

A2. PCB 特別措置法で処分期限が次のとおり定められています。

PCB の濃度区分	種類	処分期限
高濃度	変圧器・コンデンサー等	令和4年(2022年)3月31日
	<b>安定器・汚染物等</b>	<b>令和5年(2023年)3月31日</b>
低濃度	全て	令和9年(2027年)3月31日

関連:安定器とは？PCB 使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ

Q3. なぜ期限までに処分しなければならないのですか？

A3. 毒性が強いことから、PCB は国際条約で令和 10 年までの適正処理が定められており、日本では PCB 特別措置法により、PCB 廃棄物の処分期限を定めております。

関連:PCB とは？PCB 廃棄物とは？⇒[Q1](#)へ、PCB 廃棄物の処分期限はいつ？⇒[Q2](#)へ

Q4. PCB 廃棄物を期限までに処分しなければどうなりますか？

A4. 法令(PCB 特別措置法)に違反することとなり、**行政処分(改善命令)や罰則の対象となる場合があります。**

なお、高濃度 PCB 廃棄物の処理を行っている、国が設置した会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社(通称「<sup>ジェスコ</sup>JESCO」)の施設は、定められた期限を過ぎると解体されることとなっています。

関連:PCB 廃棄物の処分期限はいつ?⇒[Q2](#)へ

Q5. PCB を含有する使用中の機器をこれからも使用し続けてもよいですか？

A5. 使用中の PCB 使用安定器など、高濃度 PCB を含有する機器等については、PCB 特別措置法で定める処分期限まで使用することは問題ありませんが、**処分期限を過ぎるとただちに PCB 廃棄物とみなされ、処分しなければなりません。**

関連:PCB 廃棄物の処分期限はいつ?⇒[Q2](#)へ、PCB使用安定器とは?⇒[Q25](#)へ

## 2 調査主旨(調査目的など)

---

Q6. この調査は県の調査ですか？

A6. はい。この調査は青森県が実施しています。

Q7. この調査の目的は何ですか？

A7. 法令(PCB 特別措置法)により PCB 使用安定器の処分期限が令和 5 年(2023 年)3 月 31 日と定められており、PCB 使用安定器を所有・保管している場合は、この期限までに処分を完了しなければなりません。

**青森県では、期限内の処分完了に向け、PCB 使用安定器の保有状況を確認するため、当調査を実施しています。**

関連:PCB 廃棄物の処分期限はいつ?⇒[Q2](#)へ、PCB使用安定器とは?⇒[Q25](#)へ

Q8. 調査の結果は何に利用するのですか？

A8. ご回答いただいた内容から、PCBが使用された安定器を保有している可能性がある場合、県が現地調査を行う予定としています。なお、調査で知り得た情報が外部に漏洩することはありません。

関連:PCB 廃棄物の処分期限はいつ？⇒[Q2](#)へ、調査の目的⇒[Q7](#)へ、PCB使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ

Q9. いつまでに回答が必要ですか？

A9. **回答期限は令和4年2月10日**と設定していますので、この期限までに回答してください。

なお、回答は、①返信はがきを投函いただくか、②「青森県電子申請・届出システム」のサイトから回答を行っていただくこととしています。

関連:返信はがきじゃないと回答できない？⇒[Q28](#)へ、回答期限に間に合わない⇒[Q29](#)へ、往復はがきを無くした⇒[Q30](#)へ

Q10. 回答は義務(法律によるもの)ですか？回答しないと罰金等がありますか？

A10. 回答は義務ではありませんが、**法令(PCB特別措置法)を遵守するための大切な調査**ですのでご協力をお願いします。

当調査に回答しないことのみをもって罰則が適用されることはありませんが、回答がない場合は、継続してアンケート調査等を行う予定としていますので、あらかじめご了承ください。

関連:調査の目的⇒[Q7](#)へ、回答期限はいつ？⇒[Q9](#)へ

Q11. 以前も同じような調査が来たのですが？

A11. 令和元年度及び令和3年6月から7月にかけて、同様の調査をしていますが、未回答だった方などに対し、今回再調査を行っているものです。

**法令(PCB特別措置法)を遵守するための大切な調査**ですのでご協力をお願いします。

関連:調査の目的⇒[Q7](#)へ

### 3 調査対象の建物

---

Q12. なぜうちに調査票(往復はがき)が届いたのですか？

A12. PCB使用安定器は、昭和 52 年3月以前に建築された建物に使われている可能性があります。

このため、青森県では、環境省から提供された統計調査資料や法務局の建物登記情報等をもとに、昭和 52 年3月以前に建築された建物を使用、管理または所有している可能性がある方に対し、調査票(往復はがき)を送っています。

関連:調査の目的⇒[Q7](#)へ、PCB使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ

Q13. 調査対象はなぜ昭和 52(1977)年3月以前に建築された建物なのですか？

A13. PCB使用安定器は、昭和 52(1977 年)4 月以降に建築された建物には使用されていないため、昭和 52 年 3 月までに建築された建物を調査対象としています。

関連:調査の目的⇒[Q7](#)へ、PCB使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ

Q14. 昭和 52 年(1977 年)3月以前に建築された建物を所有していないが、調査・回答する必要がありますか？

A14. 「PCB使用安定器が使われていない」という情報も重要ですので、お手数ですが、調査票の問1の「いいえ」を選択し、ご回答をお願いします。

関連:PCB使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ

Q15. 居宅しか所有していないが、調査・回答する必要がありますか？

A15. 住居兼店舗など、居宅以外に何か別の用途に建物を使用していた可能性がありますので、ご回答をお願いします。

関連:PCB使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ、一般住宅用の照明器具には？⇒[Q26](#)へ

Q16. 居宅(居住)部分も調査・回答する必要がありますか？

A16. 住宅部分にあえて業務用の照明器具を取り付けた場合や、かつて住居兼店舗など、事業所としても使っていた例がありますので、そのような例に該当する場合は対象となります。

関連:PCB使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ、一般住宅用の照明器具には？⇒[Q26](#)へ

Q17. 既に廃業していますが、調査・回答する必要がありますか？

A17. はい。廃業していても、PCB使用安定器が建物に残されたままになっている可能性があるため、建物の現況について把握する必要があります。お手数ですが、調査へのご協力をお願いします。

関連:PCB使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ、一般住宅用の照明器具には？⇒[Q26](#)へ

Q18. 建物は既に所有していません(売却・解体済など)が、調査・回答する必要がありますか？

A18. はい。その場合、元々建物に設置されていた照明器具が、取り外されてどこかに保管されていないかどうか確認をお願いします。

保管されている場合は、調査票の問1を「いいえ」と記入した上で、問2①～③にそれぞれ回答してください。

保管されていない場合は、調査票の問1を「いいえ」、欄外に「解体済」等と記入し、調査は終了となります。

関連:安定器とは？PCB使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ

Q19. 建物は現在使用していませんが、調査・回答する必要がありますか？

A19. はい。現在使用していない建物であっても、PCB使用安定器が残っている可能性があります。お手数ですが、調査へのご協力をお願いします。

関連:PCB使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ



Q20. 古い建物はありますが、調査・回答する必要がありますか？

A20. はい。改装等により、外観が新しく見える建物であっても、建築されたのは、昭和 52 年（1977 年）3 月以前の可能性があります。

昭和 52 年 4 月以降に建築されたことが確認できない場合は、お手数ですが、調査へのご協力をお願いします。

関連: PCB 使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ

Q21. 建物の所有者は亡くなっているのですが、調査・回答する必要がありますか？

A21. はい。お手数ですが、ご家族の方または現在建物を管理している方が、代理で調査していただきますようお願いいたします。

関連: 調査の目的⇒[Q7](#)へ、PCB 使用安定器とは？⇒[Q25](#)へ

Q22. どの建物が調査対象かわかりません。

A22. 県では、建物登記情報や環境省から提供された事業所リスト等を踏まえ、返信はがきの裏面に記載されている「調査対象建物所在地」にある建物については、貴殿が使用、管理または所有している可能性があるものと考えております。

Q23. 調査対象建物所在地に建物を所有していません（番地が違うのですが）。

A23. 調査対象建物所在地は、登記地番で表記しているもの（※）もあるため、現在の住所と少し異なっている場合があります。

記載されている所在地の周辺にお持ちの建物が対象と思われますので、その建物について、調査・回答をお願いします。

Q24. 青森市・八戸市・県外にも建物を所有していますが、調査・回答する必要がありますか？

A24. いいえ。今回の調査は、青森市・八戸市・県外の建物は対象外としております。

なお、青森市・八戸市・県外自治体から別途調査依頼がなされる可能性があります。

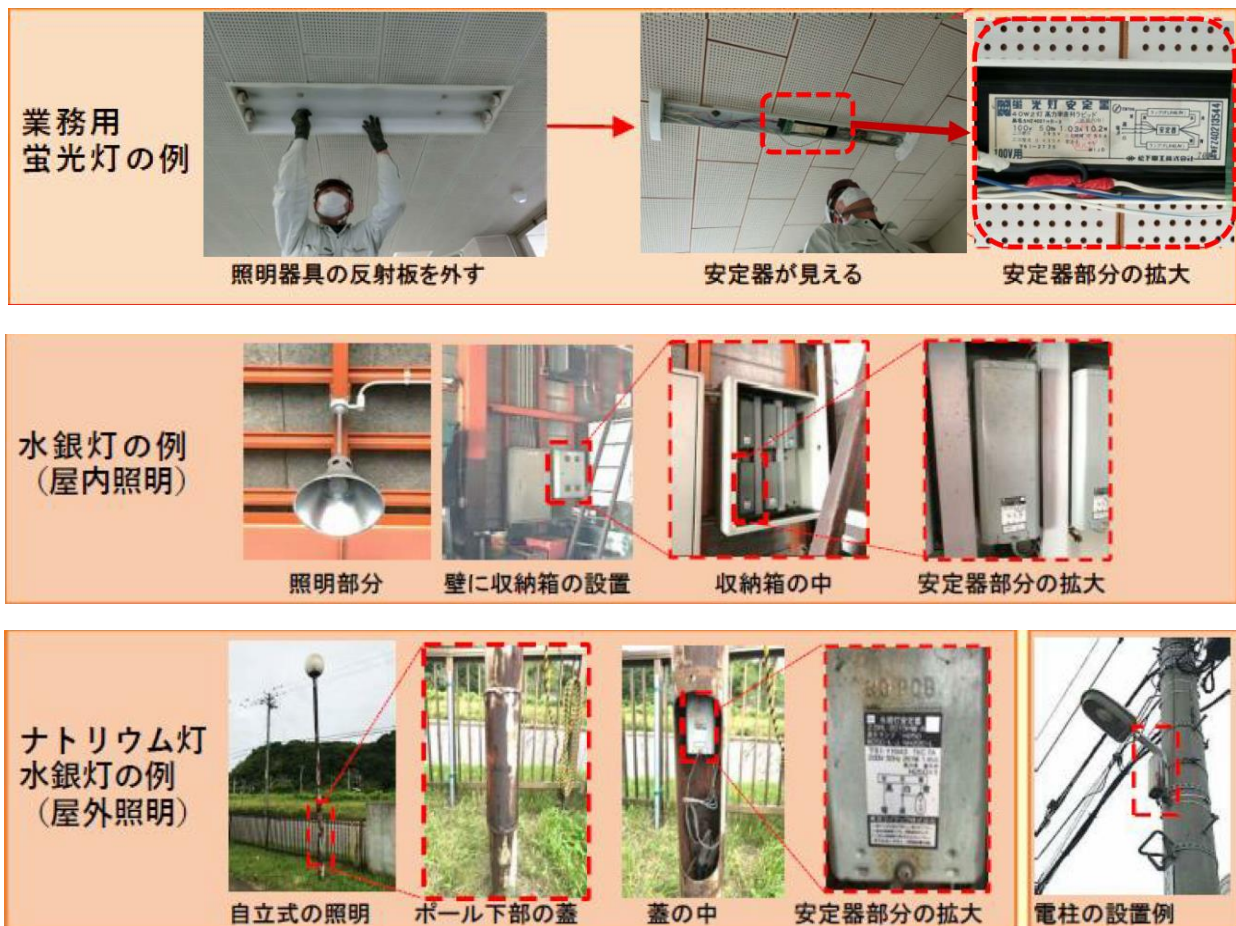
## 4 調査方法

Q25. 安定器とは何ですか？PCB 使用安定器とは何ですか？

A25. 「安定器」とは、照明器具の裏側や内部(※)に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置です。

「PCB使用安定器」とは、昭和 32 年(1957 年)1月から昭和 47 年(1977 年)8月までの間に製造された、PCBを封入している安定器のことであり、昭和 52 年(1977 年)3月までに建築等された建物に使われていることがあります。PCB使用安定器は、高濃度PCB廃棄物として、法令(PCB 特別措置法)で定める期限内に処分しなければなりません。

※ 水銀灯やナトリウム灯の場合は、照明器具とは独立して設置されている場合もあります。



関連:PCBとは?⇒[Q1](#)へ、PCB 廃棄物の処分期限はいつ?⇒[Q2](#)へ、一般住宅用の照明器具には?⇒[Q26](#)へ

Q26. 一般住宅用の照明器具には、PCBが使用されていますか？

A26. 器具を引掛シーリングで取り付けるものや、丸形蛍光灯、白熱電球・裸電球などの一般住宅用の照明器具にはPCBは使用されていません。

#### 業務用照明器具

蛍光灯器具



水銀灯器具



低圧ナトリウム灯器具



#### 家庭用照明器具



Q27. ビルに入っているテナントなので、照明器具のことはわかりません。

A27. お手数ですが、ビルの所有者(大家)や管理会社にお問い合わせの上、調査・回答をお願いします。

関連: 調査目的⇒[Q7へ](#)

## 5 調査票の回答方法

Q28. 回答は、返信はがきじゃないといけませんか？スマートフォンから、電子申請で回答できますか？

A28. スマートフォンからも回答できます。往復はがきに記載されているQRコードを読み取り、「青森県電子申請・届出システム」のサイトから回答してください。

Q29. 回答が期限に間に合わないのですが、どうすればよいですか？

A29. 回答期限(令和4年2月10日)のあとでも回答を受け付けます。

Q30. 往復はがきを無くしてしまったのですが、どうすればよいですか？

A30. この電話にて、回答を受け付けます。

Q31. 既に PCB 使用安定器について、PCB 特措法の届出をしていますが、調査・回答は必要ですか？

A31. お手数ですが、ご回答者欄に「記入者住所」「会社名・屋号」「お名前」「電話番号」をご記入いただき、欄外に「届出済み」と記載して、返信はがきを投函してください。

関連: 処分期限はいつ? ⇒ [Q2](#) へ、PCB使用安定器の処分費用はいくらくらい? ⇒ [Q34](#) へ、処分費用の補助はある? ⇒ [Q35](#) へ

Q32. 建物の所有者が破産手続き中の場合は、どうすればよいですか？

A32. 破産管財人の氏名・連絡先等をご記入のうえ、回答してください。

## 6 【参考】PCB 使用安定器が見つかった場合

Q33. 新たに PCB 使用安定器が見つかりました。何か手続きを行う必要はありますか？

A33. はい。後日、青森県の担当部署より今後の対応について連絡いたしますが、以下もご覧ください。

### 必要な手続きの例

#### (1)青森県への届出

新たに PCB 使用安定器の保管・使用が判明した場合、法令(PCB 特別措置法)に基づき届出が必要となります。届出先、届出様式等の詳細は、青森県ホームページ「[ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する届出](#)」をご覧ください。

#### (2)JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)への登録等

JESCOは国が100%出資する会社で、国内で PCB 使用安定器の処分を行える唯一の事業者です。PCB 使用安定器を処分する際、あらかじめJESCOに登録する必要があります。

詳細は、[JESCO ホームページ「処理申込の手続について」](#)をご覧ください。登録担当(電話:03-5765-1935)までお問い合わせください。

関連:処分期限はいつ?⇒[Q2](#)へ、PCB 使用安定器を使い続けてもよい?⇒[Q5](#)へ、PCB 使用安定器の処分費用⇒[Q34](#)へ、処分費用の補助制度⇒[Q35](#)へ

Q34. PCB 使用安定器の処分するためには、費用はどのくらいかかりますか？

A34. PCB 使用安定器を処分する際、下の表に記載の処分費用のほか、別途収集運搬費用がかかります。

なお、PCB 使用安定器などの高濃度 PCB 廃棄物の処分費用や収集運搬費用について、**一定の条件を満たす中小企業者等や個人事業主 70%、個人にあっては 95%が補助される制度があります。**詳細は、[JESCO ホームページ「中小企業者向けの割引」](#)をご覧ください。JESCO中小軽減担当(電話:0120-808-534)までお問い合わせください。

<高濃度 PCB 廃棄物の処分費用(収集運搬費用は別途かかる。)>

種類	標準的な重量	1台当たりの処分費用	70%補助の場合の負担額(中小企業等)	95%補助の場合の負担額(個人等)
変圧器	200kg	約 111 万円	約 33 万円	約 6 万円
コンデンサー	43kg	約 72 万円	約 21 万円	約 4 万円
<b>安定器</b>	<b>3kg</b>	<b>約 10 万円</b>	<b>約 3 万円</b>	<b>約 0.5 万円</b>

関連:処分期限はいつ?⇒[Q2](#)へ

Q35. PCB 使用安定器の処分に要する費用の補助制度はありますか？

A35. はい。PCB 使用安定器などの高濃度 PCB 廃棄物の処分費用や収集運搬費用について、一定の条件を満たす中小企業者等や個人事業主 70%、個人にあっては 95%が補助される制度があります。詳細は、[JESCO ホームページ「中小企業者向けの割引」](#)をご覧ください。JESCO 中小軽減担当(電話:0120-808-534)までお問い合わせください。

<高濃度 PCB 廃棄物の処分費用(収集運搬費用は別途かかる。)>

種類	標準的な重量	1台当たりの処分費用	70%補助の場合の負担額(中小企業等)	95%補助の場合の負担額(個人等)
変圧器	200kg	約 111 万円	約 33 万円	約 6 万円
コンデンサー	43kg	約 72 万円	約 21 万円	約 4 万円
<b>安定器</b>	<b>3kg</b>	<b>約 10 万円</b>	<b>約 3 万円</b>	<b>約 0.5 万円</b>

関連:処分期限はいつ?⇒[Q2](#)へ